

説経祭文の江戸期資料小考

はじめに

江戸後期に開始された説経祭文の創始者薩摩若太夫の素性、事蹟の全貌はもとより、説経祭文の江戸期の歴史は杳として分らない⁽¹⁾。従来、筠庭喜多村信節『嬉遊笑覧』(文政十三(一八三〇)序)の記事、及び歴代の薩摩若太夫に伝えられた初代薩摩若太夫の肖像画一幅と『説経規定』並びに『門弟控』⁽²⁾が伝えられるのみであった。刊行された正本の全貌も未だ不明で若干の所蔵先と翻刻・影印がなされているのにすぎない⁽³⁾。十分な資料がないものの、今尚関東各地で説経節として、単独にまた様々な人形芝居の地として語られている。この懸隔をどう埋めるべきか、大きな課題が残されている。

秋 谷 治

一九九五年十月二日・二二日に東京都八王子市で開かれた第五回「をぐりサミット」の「八王子人形劇フェスティバル」は各地に伝承されている説経(祭文)・及び周辺芸能を糾合した大きな催しであった。その成果はいくつもあるが、安藤俊次氏により紹介され、同フェスティバルのポスター、ちらし、及び資料集として刊行された『小栗判官の世界』の表紙に採用された、主人公小栗判官の乗馬姿を画く、三代目豊国筆の一枚摺錦絵は江戸期における薩摩派の実態を垣間見させてくれる好資料の出現であった。

この他この資料集編集に携わった一員として気づかされたことにより、薩摩派の江戸期の歴史・状況を細やかに埋められるよう『小栗判官』の正本を中心に試み

てみたい。

正本の精査の上で判断されるべき点も多く、いまだ時機尚早の感もあるが、正本や歴史調査の一助になるのではないかと考える。

1

説経祭文『小栗判官』の正本(版本)は現在主なものとして、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館所蔵の三本、都立中央図書館蔵本、八王子郷土資料館蔵零本数冊、長野県上田市立図書館花月文庫の二本、『日本庶民生活史料集成』第一七巻所収市河信次氏蔵本及び弘化四年刊の零本⁽⁴⁾が知られている。それらの書誌及び比較は別稿を用意したので本稿では略させていただきます。

それらのうち調査しえた限りの印象では、初版として全巻揃った伝本はなく、完全に揃っている唯一の早稲田大学坪内博士記念演劇博物館本(以下早大本と略す)の一本をはじめ刊行時の異なる本の取合せ本が多い。初刷・後刷、再版等が入り混じっているばかりでなく、各伝本間のそれらの混在状況も一定していない。おそらく刊行時より各段が別々に販売されていたのではないかと

推測される。八王子郷土資料館所蔵の、第五段「押智^{おしちり}入段」及び第十八段「器量^{きりょう}競段」二冊が零本ながら原装と判断され、このように半紙本紙紐綴各段数丁の型式で分冊で段ごとに別々に刊行されたのではなからうか。

各正本の表紙に外題、太夫名、三味線方名、及び版元名が刷られ、再版本には刊行年時も印刷されている。しかしそれらの異同は複雑で簡単には整理できない。本稿でこの書誌の記述を避けるのは逆に本稿がそれらを整理する一助ともなればと考えるためである。

表紙よりして複雑な印刷状況の中で、ほぼ一貫してまた欠けることなく表紙の右上に印行される紋所に注目したい。目結紋に分類され、「平四つ目」といわれる紋所(肉厚の「口」の字を四つ「田」字形に組合せた紋様)が三つ、三人の太夫名の上にそれぞれ印される形で印刷されている⁽⁵⁾。中心の薩摩若太夫が両脇の語り手二人の名より一段高く配されて刷られているので、これに合わせ紋所も中央を一段高く印行しているようにみえ、三人の語り手にそれぞれ揃いの「平四つ目」紋が冠せられているとみえる形の版行状況であった。

しかし他の邦楽の正本・稽古本の版本を参照しても、

中央の太夫名の上に一つの紋が刷られるのが通例であるから、三つも刷られているのは不審とするべきであった。八王子郷土資料館所蔵の、歴代家元に伝えられてきたと思われる、故十代目薩摩若太夫（内田総叔）旧蔵の初代薩摩若太夫の肖像画⁽²⁾に紋付姿座像の初代が描かれている。この紋所を注視すると「平四つ目紋」を三つ、上段に一つ下段に二つ並べ、「品」の字の隅を寄せ「凸」字形にした形に組合せた紋になっている。すなわち版本の太夫名上部にある、三つの紋に見えた紋と一致する。版本に印された紋様は、他の邦楽の版本同様に、中心の太夫の紋一つであったのである。

薩摩系説経祭文の流れを汲み今も年数回上演を続けている埼玉県秩父郡横瀬町の「横瀬の人形芝居」（俗に、人形の裾捌きが茶道の袱紗の捌き方に似ているところから「袱紗人形」として知られる）は、秩父祭の山車の技法を応用したみごとな絢爛豪華な舞台でも知られる。その舞台上方に懸けられる水引幕の中央部、及び舞台の左右に張られる暖簾には「丸に隅立て四つ目」といわれる、丸の中に上述の「平四つ目」紋を四五度傾けた紋所が使われている⁽⁶⁾。またこの座元の初代佐登太夫が肩衣をつけ

三味線を手にする明治初期の写真には「丸に平四つ目」（隅立てではない）の紋が写っている。説経を地に演じられてきた車人形西川古柳座の水引幕にも「丸に隅立て四つ目」紋が使われる⁽⁸⁾。所沢市柳瀬民俗資料館に所蔵される見台二台にも同じ紋所が彫られている⁽⁹⁾。申すまでもなく、これらの説経節の源流は薩摩系説経祭文に遡ることができる⁽¹⁰⁾。したがって目結紋の「四つ目」紋は、初代薩摩若太夫以来、この派の象徴として代々その諸流に伝えられてきた由緒ある紋と考えられる。但しなぜ凸字形——塗り潰した四角形（四つ目ではなく）を三つ凸字形に組合せる紋は、石畳紋の内「三つ石（畳）」紋というのが、薩摩派の正本及び初代の紋付の紋は外郭からみるとこの「三つ石」紋の形である。つまり、薩摩若太夫の紋は「三つ石」紋の一つ一つの石が、さらに「平四つ目」になっている紋様である——と、単独の「丸に平四つ目」及び「丸に隅立て四つ目」との違いになっているのか不明である。『説経規定』並びに『門弟控』⁽²⁾他にも規定や記述がない。憶測をすれば、初代の紋と流派としての紋とを交えることにより、初代の紋を重んじかつ憚ったのではないだろうか⁽¹¹⁾。

些細な事実には拘泥してきたのは、薩摩派の紋という意識が薄れてきている現状において再確認するためである。もう一つ興味深い符合が考えられるからである。

初代薩摩若太夫及び説経祭文の興隆に関しての、最古にして唯一の記述である『嬉遊笑覧』巻六に

其頃本所四ツ目、に米屋にて何と云ひしか米千と呼ぶもの(中略)米千は若太夫となりぬ

とあり、「四つ目」という住所と紋所の「四つ目」と符合することになるからである。本所四つ目とは、東京都墨田区南部を東西に流れる墨川沿いに、隅田川側(西)から一ノ橋、二ノ橋……五ノ橋迄設けられた内の四ノ橋(「四之御橋」「四つ目之橋」ともいう)橋畔の地をいう。現在は墨田区江東橋三丁目一番地より四番地^(註)であり、首都高速道路七号線錦糸町ランプ真下西北の地、JR総武線錦糸町駅より真南三百メートルの地である。

この符合を単なる偶然の一致とみるか否かが問題である。先に記した石畳紋の「三つ石(疊)」と目結い紋の「平四つ目」とを組合せた特異な紋は他に例をみない、複雑かつ大柄な紋様である。目結い紋は近江源氏の家に多いとされるが、三つも組合せた紋は知られない。一方

石畳紋は市松模様として流行したように庶民の中にも家紋にした者も多いようであり、その内三つ石紋は清和源氏流土屋氏他の紋といわれるが、石の一つ一つが四つ目になっているのは知られない。

私見では、平四つ目と三つ石畳紋を合成して新たに薩摩派の紋としたのではないかと考える。その理由は、この複雑な紋にもう一つ紋を加えて合成したと思われる、より一層複雑化した紋が『小栗判官』正本の中にみられるからである。第十四段の天保十一年再版(早大本請求番号ニ13―28、及びニ13―9、都立中央図書館本の三本伝存する。)の表紙の右上には凸字形の中央にさらに「丸に十の字」紋を組み込んだ紋(上段に「四つ目」を一つ、下段に「四つ目」「丸に十の字」「四つ目」と並べた形)が刷られてある。「丸に十の字」紋は薩摩藩の紋として有名であるが、薩摩座(外記座)の紋でもある。奥村政信筆の「堺町葺屋町芝居町大浮絵」(岸文和氏による仮題、ヘンリー・スミス編『浮世絵にみる江戸名所』所収)に仄見される。当該の薩摩座は小平太座らしく外記座ではない。又天保期の吉右衛門座の紋は檜扇紋で異なるので、天保十一年の再版本になぜ唐突に「丸に

十の字」紋を組み込んだ紋を使用したのか不明であるが、全く縁のない紋を取り入れたわけではないだろう。

この一層の複雑な紋の構成法は、天保の再版であるので初代薩摩若太夫の案ではもちろんないが、若太夫の紋の構成と一脈通じるように思われる。この構成法が初代の構成法を活用しているとすれば、初代の紋も「平四つ目」紋と「三つ石」紋とを意図的に合成したと考えられ、その「平四つ目」紋の部分に住居地「四つ目」を効かしたのではないかと推測されるのである。

では石畳紋の意図するものとはという問題になる。この紋は神官に多いとされる紋であることに注意される。『嬉遊笑覧』によれば、説経祭文は初め山伏の祭文がたまりが伝えていた、とされ、「なりものは錫杖とさゝやかなるほら介」であったというのである。山伏系神職との繋りが推測される。また五代目若太夫、六代目若太夫は神楽師であったといわれ、初代津賀太夫は初代若太夫の弟子であり石山美濃守という神官であった。山伏、神楽師、神官と神職関係者がこの芸能に携わる者に多く、何らかの關係が推測されるので、そのことと関連があるかもしれないことになるからである。ただし『嬉遊笑覧』

の記述をみる限り、初代若太夫は米屋であったというので、ただちに「三つ石」紋を以て神職との関連を考えるのは性急すぎようが、神職に多い石畳紋を先述のように意図的に使用した可能性も考えられるので留意しておいてよいであろう。

「四つ目」の一致は紋の意味するものに関しての謎解きの興味を抱かせる一方、重要なのは『嬉遊笑覧』の記事の真憑性に言及することができる点である。初代太夫の没年について『嬉遊笑覧』には「文化八年没す」とあり、初代薩摩若太夫の肖像画には「文政十年十一月四日十七回忌 説経元祖 古人薩摩若太夫像」と記されており、十七年遡らせると文化八年になり、両者の記述は一致する。この点からも『嬉遊笑覧』の記事の正確さが仄見えていたが、紋所の名称より推定する「四つ目」の符合も、一次資料ではない『嬉遊笑覧』の記事の信頼性を補う傍証になりうるのではなからうか。江戸期の説経祭文の動向と初代若太夫の身元や旗上げの経緯等を唯一伝える貴重な資料の信頼性が高められることは極めて重要である。限られた資料しか遺されていない現状で深読みは注意すべきであるが、少しでも確実さを深められるも

のならばと極めて細やかな事象にも拘泥してみた。

2

一九九五年十月二一・二二日に東京都八王子市市立芸術文化会館いちようホールで催された第五回をぐりサミット「八王子人形劇フェスティバル」(岐阜県大垣市の堤正樹氏の提唱で、小栗判官の物語を愛好する各地の同好者の情報交換を目的とする「をぐり連合」(代表世話人 堤氏)が結成され、その語り合いの場として一九九一年より各地で大会が催されてきた)に用意された資料集『小栗判官の世界』・ちらし・ポスターに印刷され、紹介された三代目歌川豊国による、小栗判官が荒馬鬼鹿毛を乗りこなす図柄の錦絵は、資料の乏しい説経祭文史上において極めて意義あるものと思われる。この錦絵は判官が鬼鹿毛を制御して様々な曲技を見せる、説経祭文の物語の中でも見せ場であり、碁盤の上に乗ってみせる場面を表現している。上述の八王子市の催しにおいても西川古柳一座の車人形による妙技が好評を博した。左下に碁盤が描かれているのが印象的である。そのために日本棋院で販売されている絵葉書に複製してあるものを八

王子市在住で「説経節の会」会員の法政大学教授安藤俊次氏が発見され、第五回をぐりサミット実行委員会に紹介されて斯界に知られることになった。

同フェスティバルの聴衆のために、資料集『小栗判官の世界』に簡単な解説を載せることになり、筆者が担当し間に合わせの記事を記したが、依拠資料の他に有力な異説があり訂正を要することと、この絵の有意義性を確認するために、もう一度とりあげさせていただく。

この絵の概容は、鬼鹿毛に乗る小栗判官が中央に大きく赤と茶とを主体に華やかに描かれる。その上方、絵の右肩に戯作者松亭金水の賛が載る。左肩にコマ絵が大きめに描かれ、小栗判官毒殺後の照手姫と横山将監親子が画かれ、「豊国門人 国政画」と印されてある。賛とコマ絵の間に青色の短冊があり「大日本六十余州之内 常陸」と書かれてある。「大日本六十余州」という揃物の錦絵(未確認)の一枚であるのかもしれない。左下方に改印「渡」と版元印「上金」(上州屋金蔵)、その左脇に「香蝶楼豊国画」とある。賛を翻刻する。

松亭金水伝記

をぐりはぐりわんだいずりしげ
小栗判官代助重

小栗が事蹟は説経にて三十余段の
長やかなれば今さらいふに
及ばねど照天が貞のいさ

まはしは今に朽せぬ常陸

の国小萩といふ名も

人よく知れり是が託説を

聞ごとに感ずる涙

滴りて襟を浸さぬ

ものもなし嗚呼孝と

貞とは鬼神をして感動

せしむる善行なるかな

金水が記した小栗判官の物語は「説経にて三十余段」とあるので薩摩派の説経祭文を元にしてしていると知れる。薩摩派の『小栗判官』は全三十三段で、江戸初期の説経節が五段であるのと大きく異なる。「小栗判官代助重」という記述は、薩摩派の正本では光重なので不審だが、金水は「大日本六十余州之内 常陸」の話として小栗判官のことを採り上げその「伝」を「記」したのであり、直接説経節について書こうとしたのではない。主人公の名を「小栗判官代助重」としたのは、『新篇常陸国誌』

或いは合巻『小栗判官一代記』⁽¹³⁾によって、「伝」を「記」すために匡したのではないだろうか。ともあれ、この贊の内容は冒頭の三行によれば説経祭文の本文を元にしていると推測され、説経祭文の江戸期の評価を知ることができる貴重な資料である。照手姫の貞女の様と親孝行とが称揚され、照手が美濃国青墓で万屋長右衛門に雇われ小萩と名を変え、夫小栗判官のために操を守り苦難を甘受していたのを聴衆がよく弁え感動の涙を流していたことが知れる。すなわち貞女の鏡の物語として把握理解していたこと、及び涙するまでに純心な気持で鑑賞していたことが分かる。

説経祭文の詞章は文学的に優れたものといひ難く冗長な点や繰り返しが多い欠点があるものの（語り物として耳から聴くために必要な措置の面もあろうが）、人々を感動せしめる力を持っていたこと、また聴衆が素直に鑑賞していたことが分かる。このことは後々に関東各地の主に農村部に薩摩派の説経祭文が伝わり、車人形・袱紗人形・串人形・写し絵によって昭和初期迄盛んに上演され、今尚伝承されていることと深く繋がるものである。歌舞伎や文楽は構成の妙や意外性を競うあまり、庶民の

素朴な感情から離れるきらいがあるが、説経節に遺されている、単純ではあるが家族や夫婦を想う純粹な心の表現が説経祭文においても尚も人々に感動を与えていたのである。奇を衒う芸や筋よりも純粹に民の心を表現する話が都市でも農村でも歓迎されたのである。

越後の盲目の漂泊の芸能者として名高い瞽女の段物といわれるレパートリーに祭文松坂があり、説経祭文との深い関係が指摘されている。⁽¹⁴⁾ その鑑賞態度を佐久間淳一氏が『瞽女の民俗』(岩崎美術社、民俗民芸双書九一)において紹介されており、筆者もそれに依拠して瞽女唄が支持されてきた理由を考えたことがあるが、⁽¹⁵⁾ 農家の婦女が熱心に聞き入っていた淳朴な心と説経祭文を鑑賞していた都市民と一脈通じている。そうした態度がこの金水の賛から汲み取れるのである。

貞女が称揚されたことについては後述するように天保の改革と関係があるうが、既に小栗判官物として文楽や歌舞伎で創作されてきた作品の傾向も考えておくべきであろう。とくに竹田出雲・松田和吉作『小栗判官車街道』(元文三(一七三三)初演)では貞女の鑑として照手以外の女性さえ称えられている。そうした流れにおい

て、照手姫像も貞女ぶりが色濃く語られ味わわれるようになったのであろう。⁽¹⁶⁾

越後の刈羽瞽女の一人で一九七〇年に国の無形文化財に指定され、一九七三年には黄綬褒章を受けた伊平タケ氏が語った祭文松坂『小栗判官 二度対面の段』の冒頭は

次はさておき ここにまた
ていじょう(貞女)鏡 実道記(傍点筆者)

小栗判官 上中下⁽¹⁷⁾

と始まる。物語の本質を貞女の鑑と捉え、更に実道の記と提示している。瞽女唄祭文松坂は説経祭文の影響で成立したと考えられるので、こうした主題の把握のしかた鑑賞のしかたが一貫していることになる。「横瀬の人形芝居」においても『小栗判官実道記』がよく上演される。このタイトルのつけ方においても説経と瞽女唄との関連を推測させられるが、内容の把握のしかたにおいても同様のことがいえる。判官が復讐を果たし復権することも実道の一つであったのであろうが、伊平タケの語り口より判断すると照手の誠の心が実道の主たるものであったのであろう。金水が記す当時の聴衆の理解のしか

たと、小栗判官物のまた説経祭文の『小栗判官』の今日迄伝えられる理由や支持してきた人々の鑑賞のあり方とに此程の径庭のないことが知れるのではないだろうか。金水が記し留めた鑑賞のしかたこそが説経祭文の一つの支持基盤であり、興隆・流布を促すものであったのである。

3

豊国の錦絵が資料として貴い所以は、前節で述べたように当時の評価が分かるに留まらない。この絵の制作年時も限定されるからである。賛の筆者松亭金水(一七九七—一八六二)は幕末の人情本作家で、天保二(一八三二)から作家活動を開始し、為永春水が天保の改革(一八四一年より始まる)で退いた後の第一人者であった。勸善懲惡思想の作などをものし、改革の意向に沿う作家でもあった。先述の評価はそうした姿勢とも関係あるうか。金水の賛を得たことにより、この錦絵の作画期が天保二年以降とまず大きく限定できる。

絵師の香蝶楼豊国は、三代目歌川豊国(一七八六—一八六四)⁽¹⁹⁾のことで、歌川画法の完成者の初代国貞のこ

とである。天保十五年(一八四四)——同年十二月二日に弘化に改元——一月七日に豊国襲名を宣言し、四月七日に披露の書面会を開催して⁽²⁰⁾。香蝶楼の号は鈴木重三氏によれば、文政十年(一八二七)より使用、「終期は嘉永三、四年頃らしい」と記されるとともに「この号は使用下限に就ては尚精査したい」と慎重を期される。

コマ絵の絵師「豊国門人国政」はこの三代目豊国の女婿で、三代目国政のことである。嘉永四年(林美一説)⁽²²⁾もしくは同五年(鈴木重三説⁽¹⁹⁾、及び通説)に師豊国より名を譲られ二代目国貞となる。コマ絵とはいえ署名入りで師弟が一枚の絵を共にしているのは岳父と女婿との関係からであろうか。豊国の引き立て目の懸けようが知れる。

この絵の左端に錦絵版行の許可印である改印が一果「渡」と押されている。この単独の名主の改印の型式は、改印型式が八期に分類されているうち、第二期の名主単印の時代の特徴と知れる。すなわち天保十四年(一八四三)⁽²³⁾より弘化四年(一八四七)と限定される。

以上、年代推定に必要な判明事項を列挙してきたが、集約すると国貞が三代目豊国を襲名した天保十五年(一

八四四、弘化元)から改印の下限弘化四年(一八四七)までにこの錦絵が版行されたと限定できるであろう。『小栗判官の世界』では弘化元年より三年としたが訂正させていただく。

老中水野忠邦により天保の改革の一貫として、天保十三年に、前年堺町の芝居町が回禄の災に遭い、浅草観音裏に新設の芝居町の猿若町に歌舞伎三座とともに薩摩座と結城座の人形芝居二座も移転させられた。その直後に画かれたことになる。

三代目豊国は浮世絵師として最大量の作品を残し、役者絵・美人画・合巻類の挿絵に優れた、この期の代表的絵師である。また松亭金水も当時の一級の戯作者であった。こうした一流の絵師と戯作者によって説経祭文に因む錦絵が画かれていたことは当然注目されてよいであろう。従来江戸期における薩摩派の動向が否として捉えられなかったが、少なくとも弘化年間には一定の評価が与えられていたことが窺えることになるからである。

この期には薩摩太夫の正本において、『小栗判官』に限っても第十二段が弘化三年に再版本を吉田屋小吉により出版されている(早大本請求番号ニ13―28及びニ13―

9。この二本は同版で、都立中央図書館本である天保十一年再版の後刷。すなわち少なくとも改版含め三度刷られたことになる)。また、一九九五年十月刊「かわら版——をぐり連合」第八号によると、日本大学永井啓夫氏と高達奈緒美氏が弘化四年刊の松坂屋吉蔵版、薩摩若太夫説経祭文『小栗判官・照手姫』の一部を収集されている由が報じられている。版元が異なっている上、丁数も吉田屋版と若干異なっているが、各段の題もほぼ一致し、薩摩若太夫正本であるようである。版元が変わった理由が不明であるが、『小栗判官』の人気の程が窺い知れ、薩摩派の盛行が偲ばれる。『小栗判官』は天保十年再版、天保十一年再版が段によっては刊行されていること及び先の錦絵の出版と併せ薩摩派の歴史を考えるにあたり留意されてよいであろう。したがって山口平八・戸部銀作著『若松太夫芸談』(文谷書房 昭26)六三頁に「天保(一八三〇年代)以後は一種の大道芸となってしまった」とあるのは若干年代の修正を必要とするように思われる。ただし『市中取締類集』芝居床見世部²⁴⁾の嘉永三年(一八五〇)十二月条に「猿若町壹町目操座及二大破、普請致し候迄取崩置候儀ニ付調」として薩摩座の座元吉右

衛門が願書を提出している。

乍_レ恐以_レ書付_二奉_二願上_一候

一、猿若町壹町目操座吉右衛門奉_二申上_一候。天保十三年寅年六月中、当所江操座芝居地被_二下置_一、同八月中初而興行仕、去ル嘉永元申年十一月迄興行仕候得共、右之内不入而已打続、日数纒_二而打仕舞、芝居家作修復等も行届兼、此節は惣体大破および、柱根等も朽、危相見江候間、追而普譜仕候迄、取崩し置申度奉_レ存候間、此段御聞濟奉_二願上_一候。以上。

嘉永三戌年十二月十二日

猿若町壹町目

操座

吉右衛門

煩_二付代

宗 七

(以下略)

この文書によれば、嘉永元年(一八四八)迄興行を重ねたが不入が打続き退転を余儀なくされていくことが知られる。

また『市中取締続類集』操芝居之部上の嘉永六年(一八五三)三月九日付「操座出稼之儀ニ付御内意奉_レ伺候書付」という南町奉行池田播磨守による老中阿部正弘宛質問状⁽²⁴⁾によると

(上略)

一、三芝居狂言座其外操両座芝居共、先般猿若町江場所替申付候以来、歌舞妓之方は仮成見物人も有_レ之引続興_二行仕候得共、操両座之内、同町壹町目大薩摩吉右衛門座之儀は、去ル寅年・卯年両年は^{(天保十三)同十四}操三度程興行仕候得共不入に付、尚又辰年^(天保十五)操壹度・子供芝居壹度・人形無_レ之淨瑠璃壹度、^(天保十七)巳年香具見世物壹度、都合七度程興行仕、同町貳町目櫓主結城座孫三郎座元辰太夫事九兵衛座之儀は、寅年^(天保十三)操壹度、卯年^(天保十四)操両度、辰年^(天保十五)人形無_レ之淨瑠璃壹度、都合四度興行仕候得共、何れも不繁昌ニ而諸掛り損毛致し候ニ付相止、其余素淨瑠璃・子供芝居等致し候得共、何れも纒之日数ニ而相止^(嘉永元年)西年迄八ヶ年之間、吉右衛門座日数凡三百日程、同所九兵衛座凡五百三十日程興行仕候得共、全操狂言仕候儀は稀之儀ニ有_レ之、巳年^(天保十七)以来抄々敷興

行仕候儀無^レ之相休罷在候内、追々年月を歴、芝居小屋破損修復も難^ニ相成^ニ打捨置、建腐同様ニ相成、風雨之節等無^レ心許^ニ、(以下略)

とあり、薩摩・結城両座併せて天保十三年より十五年迄計七度、人形のない浄瑠璃が二度行われるのみであったという。浄瑠璃の中味が分からず義太夫が中心で他の浄瑠璃の内に説経「浄瑠璃」(と印記する正本も多い)も含んでいようが、それらの合計とすれば、説経「浄瑠璃」の上演の機会は一層限られていたことになる。八年間で薩摩座は「三百日程」というのであるから、約二九二〇日の内三百日公演、すなわち十パーセント強の興行率で十日に一日の割合、結城座は「五百三十日程」なので約十七パーセント強⁽²⁵⁾で六日に一日の割合という惨憺たる有様であったらしい。尚、薩摩若太夫が当初のように薩摩座のみに出演していたとは限定できず、結城座にも出演していたことも考えられねばならない。結城座は元來說経節の座として出発しており、今に続く結城座も第二次世界大戦前に若松若太夫と共演して交流があった。ともかく座元や名題の証言として興行的には振わなかったと考えねばならない。天保年間とはかくも弘化年間、

嘉永初には全く振わなかったらしい。

安藤広重の『名所江戸百景』の内「猿わか町よるの景」(改印により安政三年(一八五六)版行と知れる)

は猿若町の夜も賑う様子を描く有名な錦絵であるが、右側の家並に櫓が三つ描かれ、手前より森田屋(天水桶に名が入っている)市村座中村座と見てとれるのであるが、左側の家並に櫓がなく、嘉永初期迄は市村座の向いに結城座が、中村座の向い奥に薩摩座があった様子を偲ぶ縁もない。満月が南方の中天に懸っている(のに誇張があるうが)ことから真夜中に近い時刻であろうかそれとも思われぬ人の出であるが、寂しさが漂うようにも見えるのは左側の操座のさびれのためでもあるのではないから。弘化四年より九年後、嘉永三年より三年後なので瞬く間のさびれようである。

ともあれ、猿若町へ移転直後数年間の極めて忽卒の間に、江戸の操芝居として最後の光茫を放っていた時に、豊国画が画風の華やかさ(浮世絵史の明らかにするところでは、天保の取締り直後より弘化の年号を重ねるにしがたい順次錦絵の華やかさが取り戻された由であるから、豊国筆の小栗判官の錦絵の作画期は弘化も後半か)のと

おり興業成績にもかかわらず花を添えてくれたのである。もっとも天保改革による綱紀粛正の一貫として、照手の貞女と孝とが好き材、好き範として称揚され利用されたために、幸運にも一級の戯作者・絵師によって描かれ出版されたにすぎないとも考えられる。

尚警言を加えれば、豊国は「五渡亭」の号も持っており、鈴木重三氏によれば、彼の最初の号であるとされ、長く愛用したとされる⁽²⁶⁾。豊国の伝記として（誤りも指摘されているので慎重な扱いが必要であろうが）仮名書魯文誌・国周画になる「三世歌川豊国画像」と仮題される大判錦絵が伝えられる。それに「本所五ツ目の産」「此頃は居所五ツ目」（中略）蜀山先生五渡亭の号を送らる」とあり、豎川五之橋際の五ツ目（江東区亀戸一丁目）の出身であることが知れる。このことは初代薩摩若太夫が四ツ目に住んでいたことを想起させられる。四ツ目と五ツ目とは約一キロメートル隔てた地にすぎない。若太夫と豊国との年齢差は少なくとも二十歳から三十歳、若太夫の方が上であつたらう（若太夫の肖像画より判断するに、五十歳ないし六十歳、あるいはもう少し若い。没時の一八一一年から遡り、一七五一年より六一年頃の生

れと仮に想定する。豊国は天明六年（一七八六）生）。年令的には二人の交流も不可能ではないが、ただちに結びつけずとも、生れた地や住んでいた所に因む号を愛用していた豊国が、住んでいた地を紋に活かした若太夫のことを知り、しかもそれが至近の地であつたと知りえていたならば、親近感を抱いて筆を染めた可能性も生じてこないか、と憶測を逞しくする。もっともそれならば豊国も自身最も愛用する五渡亭の号を用いて応えなかったのはなぜかということになる。また金水はともかく豊国は小栗の話の説経祭文によって弁えていたとは限らないので、しいて豊国と薩摩若太夫とを結びつけるには及ばないのであるが。

ともかくも一次資料として極めて貴重な資料が出現し、当時の評価を唯一伝えているので、尚後考を期したい。

4

乏しい資料の中から、また調査しえた僅かな正本によって江戸期の資料を集成し薩摩派の動向を略年譜に整理しておこう。後日調査の進んだ折に改めて纏まった年譜が作成される一助となるために。その目安や手掛りにな

るよう、後に訂正されるべき点多いであろうが、ひとまず略記しておく。

寛政年間(一七八九—一八〇二)

山伏の祭文かたり、小松大けう・みのわ大けう祭文を語る(『嬉遊笑覧』)

寛政十二年(一八〇〇)

三月二八日、四代目岩井半四郎没。『小栗判官』第十七段下に浦君の婆が自らを女形で名高い半四郎を引いて美女に喩えている。但し、第十七段下にみえる半四郎は五代目と考えるべきか(文化元年の項参照)。

享和頃(一八〇一—〇四)

元年七月二二日肥前座休座『旧記拾要集』、二年五月五日前後より薩摩座(小平太座)に替る。以後結城座、肥前座、土佐座とともに天保迄浮沈頻繁。堺町で薩摩座の名題を以て、初代薩摩若太夫が説経芝居をはじめて興行する。薩摩座としても独自のい

わば座付きの操芝居を確保しえ、歓迎すべきであったのではなかるうか。「聞きこのまにまに」に異説。⁽²⁷⁾

元年上絵師池田熊吉(一説に高松熊吉)写し絵を自作自演する。同三年都楽と名乗り、神楽坂の寄席に出演。

文化元年(一八〇四)

十一月、五代目岩井半四郎二八才で襲名(天保三年(一八三二)十一月杜若に改名)。五代目半四郎は愛嬌色気に優れた美貌の女形で女形の代表的役者であり、同時に毒婦や悪婆の役柄を確立した人としても名高かった。上述の浦君の婆は悪役であるので、四代目半四郎よりも五代目に喩えた方が、ふさわしいであろう。悪婆である浦君の婆が自らを美女に喩えながら皮肉にも悪婆と気づかずに告白している滑稽さが生じるためである。

したがって五代目半四郎とみると『小栗判官』正本の初版は文化元年以降の出版と思われる。

尚、この十七段下に「此まへはやった「白木やのお駒」とあるのは、安永五年(一七七六)初演の

『恋娘昔八丈』に発する「白子屋」物のことである
うが、以後義太夫節のみならず富本節、新内、歌舞
伎でも流行らされたようで目下のところ特定できな
い。

文化八年（一八一二）

十一月四日、初代薩摩若太夫没（初代薩摩若太夫像、
『嬉遊笑覧』）。

『小栗判官』が初代の語りの詞句を伝えるものなら
ば、文化八年以前成立。刊行もなされていたならば、
文化元年——八年に初版刊となる。

尚、この年、五代目薩摩若太夫（諏訪仙之助）、
二代目千代太夫、若登太夫が生まれている。

文政七年（一八二四）

四月、喜多村信節『聞きこのまにまに』に「説経上るり」⁽²⁷⁾
とある。薩摩若太夫正本には「説経祭文（さいも
ん）」「説経」「説経浄瑠璃」とまちまちに記される
が、この順に変更していることを説明できる段があ
る（たとえば第三二段上の諸本を比べると都立中央

図書館本には「説経さいもん」とあり、早大本（請
求番号ニ13―13）は同版で「さいもん」の部分で削
っている。更に早大本（請求番号ニ13―9）は異版
になり「説経浄瑠璃」と刻される。筠庭が「説経上
るり」と記していた頃にはこのように呼称されるの
が通例であったならば、正本の年代判別にも資する
かもしれない。筠庭は誰よりも薩摩派の出発が説経
祭文であったことを知っていた人であればこそ留意
される。

文政十年（一八二七）

十一月四日、初代薩摩若太夫十七回忌追善の肖像が
描かれる（八王子郷土資料館蔵、十代目薩摩若太夫
旧蔵の追善絵）

文政十三年（一八三〇）

二次資料でありながら江戸期の薩摩派の動静を詳述
する唯一の資料である、筠庭喜多村信節『嬉遊笑
覧』序成立

天保三年(一八三二)

十一月、五代目岩井半四郎、杜若に改名。『小栗判官』第十七段下は遅くともこの年以前の成立・刊行であろう。

天保四年(一八三三)

七月二二日に都立中央図書館蔵説経祭文『小栗判官』第二七段が「江戸朝草前」で買われた旨の書き込みがある。第三十三段末の書き込みによれば第二段より第三段迄一括りに購入されたものと判断される。刷も早大本(請求番号ニ13-13)よりよい。更にこの本は埼玉県不動岡の不動寺で転売された旨の書き込みがある(第二五段上、二八段)。地方でも正本が購入してまで読まれていたことが確認される。尚、天保十一年の項に記すように、都立中央

天保十年(一八三九)

図書館蔵本第十二段表紙に記される太夫名のなかに「サッテ薩摩津太夫」、「タキ薩摩美代太夫」、三味線方「サッテ京屋巴蝶」とわざわざ刷り込まれてある(早大本の二本(請求番号ニ13-28、ニ13-9)は都立中央図書館本の後刷で刊行時も弘化三年になってい

る。この地名の刷り込みで削ってあるものもあるが、上述の三人の地名は同じ)。早大本(ニ13-13)の第二十段上にも地名記載があり、『カスカベ薩摩歌根太夫』、三味線方「コウノス京屋新造」となっている。埼玉県東北部、中央部で中央の座に輩出する程の普及状況が知られ、先の不動岡も付近であることに留意される。この年満十歳(文政六年生)の日暮竜卜がこの地域(騎西町)出身であるのも興味深い。竜卜は六代目薩摩若太夫を継ぐかと属目されていた語り手で、後騎西に戻ってからも多数の門弟を擁していたことが墓石に刻された門弟名で知られる⁽²⁸⁾。竜卜が説経の語り手になったり、弟子を多数養成しえたのも埼玉県東北部・中央部の江戸期の説経師の普及状況と無縁ではないように思われる。

早大本(請求番号ニ13-28、ニ13-9)の二本と都立中央図書館蔵本の第三段上に「天保十巴^マ亥再版」とある。太夫名(薩摩)を略す。以下同様)「若太夫、千賀太夫、津賀太夫、辰太夫、安佐太夫、若尾

太夫、美名太夫、駒太夫、高太夫、若丸太夫、錦太夫、寿賀太夫、象尾太夫、浪太夫、伊久太夫、歌根太夫、登志太夫、津多太夫」三味線方（京屋名を略す。以下同様。）「松五郎、新蔵、房吉、吉造、吾蝶」と記される。この年の座の状況の一端が知れる。

これに対し、早大本（請求番号ニ13―13）第三段上は表紙のみ別刷である（本文は先の三本はこの本の後刷）。こちらが先に刊行されたと考えられる。

版元も和泉屋栄吉と吉田屋小吉の共版で、吉田屋単独の先の三本と異なっている。吉田屋版には和泉屋名を削ったものがよくある。あれこれ勘案するに、共版の方が早くに刊行されたと判断してよいであろう。この早大本（ニ13―13）の太夫名は「若太夫、伊勢太夫、近太夫、兼太夫、高太夫、音太夫、浜太夫」、三味線方「象吉、吉治」とある。天保十年よりどれ程遡る時の刊行か確定できないが、座の状況を腑分けしていくために指標になるであろう。尚、これらの太夫名と『嬉遊笑覧』に記された「島太夫、千賀太夫、音羽太夫、栄嬉太夫、染太夫」と重なる太夫名がないことにも注意される。草創期の太夫が

一人もいないのは、この版が初代若太夫存命期の刊行ではない可能性が高い。

天保十一年（一八四〇）

前年と同じ三本の、第十四段の表紙に「天保十一庚子歳再版」とあり、太夫名「若太夫、若子太夫、千賀太夫、梅太夫、岡戸太夫、千世太夫、若丸太夫、咲太夫、浪太夫、美名太夫、若尾太夫、稲太夫、氏太夫」、三絃方「新造、治郎吉、源兵衛、松五郎」。

三絃方は前年と一部重なるが、太夫名は若太夫、千賀太夫他三名以外大きく異なる。時代が下るにつれ太夫名が多くなる傾向があるようで意図的なものを考えさせる。若子太夫が千賀太夫より上席に格付されているのが注目される。この版の紋所については先述したとおりで、「四つ目」紋と「石畳」紋を組合せた薩摩の通例の紋様に、更に「丸に十の字」紋を組み込んだ紋である。

この年に第十二段も再版されている。都立中央図書館蔵本のそれである。太夫名「若太夫、和歌子太夫、絹太夫、歌根太夫、ノタ千鳥太夫、邑太夫、サツテ津

太夫、登志太夫、浪太夫、伊久太夫、ノシ登美太夫、

天保十三年(一八四二)

タキ美代太夫、近太夫、三絃方「正三、新造、サッ

六月、猿若町に歌舞伎の三座とともに薩摩座及び結

テ巴蝶、治郎吉、錦糸」。和歌子太夫と前掲第十四

城座移転(『市中取締類集』、本稿二五頁参照)。

段の「若子太夫」とは同じであろうが、他の太夫は

八月興行開始(同右)。

大幅に異なる。先に留意したように地名が記される

上演状況は本稿二五頁参照。

のも興味深い。(尚、早大本の請求番号(ニ13―28、

天保十四年(一八四三)

ニ13―9)のこの段は弘化三年再版と刻されており、

上演状況は右に同じく二五頁参照。

都立本の後刷である。)同年に刊行された第十二段

と第十四段とで太夫名が異なるのは担当する段が違

うためであろうか。

天保十五年、十二月二日より弘化に改元(一八四四)

三代目豊国画、この年より弘化四年の間に描かれる。

天保十二年(一八四一)

上演状況前項に同じ。

十月七日堺町の中村座・市村座・操座焼失。十二月

十八日猿若町へ移転通達(『御免御触書集覽』)。

弘化三年(一八四六)

尚、『狭山古文書叢書』第十集(平成五年、狭山古

早大本(請求番号ニ13―28、ニ13―9)第十二段が

文書勉強会)に紹介された薩摩若太夫正本、説経浄

この年刊行される。天保十一年の項に記したように

瑠璃『蘆屋道満大内鑑』はこの年五月の刊行である。

都立中央図書館本の後刷。ただし太夫名において千

太夫名「若太夫、浜太夫、小和歌太夫、仲太夫、富

鳥太夫と登美太夫の二名のみ右肩の地名がなぜか削

士太夫、辰太夫、三絃方「松五郎、新蔵、冠糸」。

られている。天保十二年の項に載せた『蘆屋道満大

内鑑』の太夫名が前年のと大幅に異なっていたが、

また十一年のそれに復帰したことになる。先述のように(三一頁・三二頁)第十二段は少なくとも二版あり三回刷られたことになる。他段においても同版でも後刷の徴証をみることが出来るものが随分あり、複雑な刊行状況を推測させるが、一回限りでなくそれだけ何度も刊行されたい。

弘化四年(一八四七)

三代目豊国画の下限。

松坂屋吉蔵刊『小栗判官・照手姫』刊(二四頁参照)

嘉永元年(一八四八)

十一月迄薩摩座興行(『市中取締類集』(二五頁参照))。

嘉永三年(一八五〇)

薩摩座取り崩しの願ひ文(前項に同)、十二月許可。

嘉永五年(一八五二)

結城座取り壊しの願書四月七日提出される(『市中取締類集』⁽²⁴⁾)。四月より休座(『武江年表』)

嘉永六年(一八五三)

市中へ操座出稼について幕府の状況報告(『市中取締類集』⁽²⁴⁾)

安政年間(一八五四——一八六〇)

三代目薩摩若太夫、埼玉県秩父郡大滝村の三峰神社参詣(江戸で立ち行かなくなり起死回生を祈願しに参詣したのであるうか。妙見信仰の山岳信仰・山伏修行の地への参詣に留意される。十九頁で検討したような意味合いが籠められているものか)、柴原の鉾泉宿に湯治、地元の坂本藤吉(文化八年生、明三一年没)が師事し、後江戸に出て若登太夫を名乗る。安政以前、若狭若太夫(他に若狭(以下同じく、略す)浜太夫、榊太夫、伊世太夫、三保太夫、千賀太夫、三弦方辰治、象吉)——薩摩が一時名を変えたか——説経さいもん『小栗判官てる手姫 清水のだん』が大坂「わた」版で出版されている(国文学研

究資料館所蔵『説経祭文』所収)。

四年八月より十月迄、名古屋若宮境内芝居として岡本美矢登太夫他による説経新内で「小栗判官」他が上演された(早大演劇博物館蔵、番付)。

慶応元年(一八六五)

五月『説経規定』並びに『門弟連名控』が書き留められる(八王子郷土資料館蔵、故十代目薩摩若太夫旧蔵。『多摩文化』二〇号及び特別展図録『東京の娯楽』(八王子郷土資料館刊、昭58))

太夫で生没年が判明しているものが若干知られるが、この略年譜中の太夫と同一人物とただちに特定できるものは殆どいないので、省略させていただく。

(1) 明治期以降はかなり明らかにされている。永井啓夫「明治期における説経節の動向」『日本大学芸術学部紀要学術研究』第四号(昭50)、『説経節と若松若太夫』(板橋区教育委員会、平5)、『多摩のあゆみ』八〇号(特集多摩の説経節)(たましん地域文化財団 平7)他。

(2) とともに八王子郷土資料館蔵。薩摩若太夫像の写真は

『説経浄瑠璃・車人形・写し絵』(八王子車人形・説経浄瑠璃の会 昭58)、『小栗判官の世界』(第五回全国をぐりサミット「八王子人形劇フェスティバル」実行委員会 一九九五年)、前掲『説経節と若松若太夫』に載る。『門弟控』は『多摩文化』二〇号(車人形特集)(多摩文化研究会昭43)、特別展図録『東京の娯楽』(八王子郷土資料館 昭58)に翻刻がある。

(3) 翻刻は、『日本庶民生活史料集成』第十七巻(三一書房 昭47)、和光大学「人文学部紀要」第二六号(一九九一年)及び第二七号(一九九二年)、『狭山古文書叢書』第九集(狭山古文書勉強会 平4)及び第十集、前掲『小栗判官の世界』にある。

(4) 「かわら版——をぐり連合(フォーラム)第八号(平七年十月)に報じられている。

(5) 前掲『小栗判官の世界』五〇頁、六五頁。及び前掲『説経節と若松若太夫』一五頁。

(6) 『横瀬の人形芝居』(横瀬村教育委員会 昭59)四二頁、五八頁、六一頁の見台。

(7) 注(6)に同じく六三頁。

(8) 『多摩のあゆみ』第五七号(特集 多摩の伝統芸能)(多摩中央信用金庫 平元)グラビア八頁の上の写真参照。

(9) 前掲注(3)に『狭山古文書叢書』第九集グラビア二頁、三頁。

(10) 前掲注(8)十六頁、十七頁、十八頁。及び前掲『小栗判官の世界』二二二頁、二二三頁。

- (11) 浮世絵の歌川派では、一門として認定されると「歌川」の姓とともに「年之丸」紋を許されたという。又一門の長はこれと区別して「髭年之丸」紋を使用した由である(六代目歌川豊国「浮世絵の奔流 歌川派の家紋と家系」『浮世絵』六四号)
- (12) 『東京市史稿』橋梁篇第一。『御府内備考』卷一三一本所之六「茅場町三丁目」条「町内里俗 四ツ目ト相唱申候」。『本所区史』「茅場町 自一丁目至三丁目」「三丁目は(中略)里俗四ツ目前裁場といふ」。
- 現在の江東橋三丁目一番地より四番地は長く本所区茅場町三丁目となっていたが地区改正され現在の地番になる。この茅場町は種々の江戸切絵図類、例えば「本所深川絵図」「本所絵図」「本所猿江亀戸村辺絵図」で容易に確認しうる。
- (13) 弘化三年刊、二世南仙笑楚満人遺稿・松亭金水補綴。豊国画と前後して刊行されており、金水が補綴していることに注目される。
- (14) 拙稿「説経節の伝統——説経祭文と越後替女——」『橋論叢』第九七巻三号(一九八七年)及び、同論文二三頁。
- (15) 注(14)に同じく四一頁。
- (16) 中野忠之『小栗城——小栗判官と照手姫——』上巻(筑波書林 平3)で、「国芳図絵」に照手姫は「横山が養い娘にして。容顔美稀なり。深く小栗に馴染みてより一たび別れしが。堅く貞節を守りて。再び家を興して美名をあ

- らわす」とあると紹介されるのも同じ鑑賞態度である。
- (17) 鈴木昭英他『伊平タケ聞き書 越後の替女』(講談社 昭51)一九一頁。
- (18) 注(14)に同じ。
- (19) 静嘉堂文庫編『歌川国貞』(同文庫 平8)掲載「歌川国貞(三代歌川豊国)年譜」による。
- (20) 注(19)書及び林美一『江戸枕絵師集成 歌川国貞』(河出書房新社 一九八九年)七三頁。
- (21) 前掲注(19)九頁。
- (22) 前掲注(20)書七五頁・七七頁。
- (23) 石井研堂『錦絵の改印の考証』(昭7)による。
- (24) 倉田喜弘編『東京の人形浄瑠璃』(国立劇場芸能調査室「演芸資料選書」第5巻 平3)再録。
- (25) 『義太夫年表』によると、遺されている番付は薩摩座の言い分より若干多く伝わっており、又「市中取締類集」等の記録に休座とあっても番付が残っているものもあり、正確な興行数は不明であるという。
- (26) 注(19)に同じ、八頁。
- (27) 「中句より薩摩坐探芝居再興、これより先説経上るる若太夫、薩摩坐名代にて操芝居興行せしは、文化の始にや、夫より説経上るり語る者、今に薩摩某といへり」
- (28) 注(1)に掲げた『説経節と若松若太夫』一九頁。

(一橋大学教授)